

## 小樽市雪対策基本計画策定分科会の会議傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小樽市雪対策基本計画策定分科会の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置する小樽市雪対策基本計画策定分科会（以下「分科会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 一般傍聴人及び報道関係者（以下「傍聴人等」という。）は、要綱第7条第1項ただし書きの規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

(定員)

第3条 一般傍聴人の定員は、10人以内とする。

2 分科会会長（以下「会長」という。）は、会議を開催する会議場の都合により、前項の規定により定員を減ずることができる。

(傍聴の手続)

第4条 一般傍聴人は、会議の開催予定時刻の10分前までに、一般傍聴人受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 報道関係者は、報道関係者受付簿（様式第2号）に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

3 一般傍聴人は、先着順で決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 人に危害を加える恐れがある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがある者

(傍聴人等の守るべき事項)

第6条 傍聴人等は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。ただし、報道関係者の身分を示すものについては、この限りでない。

- (4) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第7条 一般傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人等は、分科会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人等がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要領は、令和元年 5月20日から施行する。

小樽市雪対策基本計画策定分科会

一般傍聴人受付簿

No.	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

小樽市雪対策基本計画策定分科会

報道関係者受付簿

No.	報道機関名	所在地	傍聴者名	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				